

宮古港での大型船（ロイヤル・プリンセス）が執るべき安全対策

入出港船の事故防止のため、次のとおり関係者間の合意事項として定めています。

- 1 ロイヤル・プリンセスに係る安全対策は、原則として、次のとおりとする。
 - (1) 入出港においては、宮古港の航行環境、水域環境を熟知した水先人を乗船させる。
 - (2) 曳船支援を行う。
 - (3) 視界不良時の入出港時は、他船の警戒のため、曳船等による前方警戒を行う。
 - (4) 入出港の運用基準を下表に示す。

風 速	10m/sec 以下
波 高	港外波高 1.5m 以下
視 程	1 マイル以上
着岸速度	10cm/sec 以下
着 岸 舷	入船左舷付けを基本とする。 風速などの状況が許せば、出船右舷付けも可能とする。
曳船支援	3,100 馬力以上の曳船×1 隻
入出港時間	日出～日没までの間とする。 なお、やむを得ず出港時間が遅延した場合は、薄暮での出港も可能とする。

- 2 藤原第 2 埠頭－10m 岸壁における対象船舶の安全対策については、上記 1 項目にかかわらず、別紙 1 のとおりとする。

対象岸壁	藤原第2埠頭（-10m岸壁）
バース水深	10.0m
バース長さ	F-8 185m、F-9 185m
隣接バース長さ	F-7 185m、F-10 185m
対象船舶	ロイヤル・プリンセス
対象船舶の最大喫水	8.55m以下
入出港時の安全対策	
行会い・競合の回避	対象船舶と他の船舶が競合しないよう、関係者間で事前に協議して運航時間調整を行う。
水先人	要
タグボート	3,100馬力以上の曳船×1隻以上
入出港時間	日出～日没までの間とする。 なお、やむを得ず出港時間が遅延した場合は、薄暮での出港も可能とする。
視界不良時の入出港	他船の警戒のため、曳船等による前方警戒を行う。
入出港時の風速	10m/sec以下
波高	港外波高1.5m以下
視界	1マイル以上
着岸速度	10cm/sec以下
係留時の安全対策	
強風対策	係留限界風速 16.79m/sec（入船左舷付け） 係留限界風速を超えることが予想される場合は、出港の運用基準の範囲内で余裕をもって離岸する。 また、風の影響が大きい場合や外洋からのうねりが進入してくる場合は、以下の点に留意する。 ①係留索の切断を避けるため、係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ②係留索を複数の係船柱に分散させる等、係船柱の強度をふまえて、係留索を適切に配置する。 ③大きな船体動揺に対する応急措置として、スラスタを適宜使用する。
異常気象時の対策	台風等異常気象が予想される場合、対象船舶は、「宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会細則」（別添）、又は本船船長の判断により離岸、避泊するものとし、避泊にあたっては時間的余裕をもって行動する。
地震・津波対策	対象船舶が係留中、地震が発生し津波の来襲が予想される場合は、「宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会細則」（別添）、又は本船船長の判断により対応するものとし、避泊にあたっては津波来襲までに時間的余裕がある場合において行うものとする。

宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会細則

事務局 宮古海上保安署

宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会細則

第1章 津波対策

(船舶対応表)

第1条 会員は、船長等船舶乗組員及び関係者が自主的な安全対策を迅速かつ適確に実施するため、人命の安全を最優先に、関係船舶毎に対応策を明示した船舶対応表を策定し津波に備えるものとする。

2 会長は、会員が船舶対応表を策定するにあたり、宮古港における津波の影響に関する調査内容等を勘案のうえ必要な助言等を行い、会員の安全対策向上に努める。

3 船舶対応表は、各船舶内及び事業所等の見やすい場所に掲示等して、周知徹底を図り、毎月1回程度、乗組員並びに関係者間の相互認識の確認に努める。

4 宮古港を定係港としない船舶については、船舶代理店、宮古漁業協同組合及びリアスハーバー宮古等関係会員が船舶対応表を策定のうえ、陸上の避難経路図も含めて各船舶の入港時に配布し、周知徹底を図る。

5 外国船舶に配布する船舶対応表及び避難経路図を英語版で策定する。

6 船舶対応表は、次の2種類とする。

(1) 津波に対する船舶対応表（海上模様が静穏の場合）

(2) 津波に対する船舶対応表（海上模様が荒天の場合）

7 避難経路図は、宮古市地域防災計画の避難場所を参考に最寄りの高台等に避難する経路とし、次の3種類とする。

(1) 日立浜・鍬ヶ崎・出崎地区用

(2) 藤原地区用

(3) 神林地区用

8 会員は船舶対応表に則した訓練を実施する等して問題点を検討し、適宜見直しを図る。

(情報伝達)

第2条 宮古海上保安署は、原則として、津波に関する情報を、FAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努める。

2 会員は、関係船舶に対し、適宜の手段により直ちに情報を伝達する。

3 会員及び会員の関係船舶は、宮古海上保安署及び巡視艇による情報提供が困難となる場合もあり得ることを考慮し、防災無線・ラジオ等による情報の早期入手手段を確立する。

4 国際VHF無線機・ナビテックス受信機等搭載船舶は、常時聴取等に努める。

(船舶に対する勧告等)

第3条 釜石海上保安部長（港則法第45条の規定によって準用される宮古港における港長職権行使者）及び宮古海上保安署長（宮古港における港長職権代行者）は、港内又は港の境界線付近にある船舶等に対し、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合、危険防止の円滑な実施のために必要な勧告等を実施することができるものとする。

第4条 船舶に対する勧告等とは、注意喚起、勧告（警戒体制）及び勧告（避難体制）をいい、宮古港在泊船舶及び同港への進入船舶に対して行うものとする。

2 注意喚起の発出及び船舶の対応は、次のとおりとする。

- ① 注意喚起とは、海面変動等に関する情報について周知し、海面変動等に関する正確な情報収集及び余裕のある時期に対応準備を促すものである。
- ② 注意喚起は、地震の観測により、気象庁から宮古地区を対象とした海面変動等に関する注意喚起がなされた場合に発出し、原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。
- ③ 注意喚起の内容は、別紙2のとおりとする。
- ④ 小型船等在泊中無人となる船舶は、津波防潮堤樋門閉鎖及び帰船に時間を要する等対応困難な場合を考慮し、常日頃より陸揚げ固縛、係留強化等の措置を講じておく。

3 勧告（警戒体制）の発出及び船舶の対応は、次のとおりとする。

- ① 勧告（警戒体制）は、港則法に基づく勧告であり、具体的に船舶がとるべき対応について、船長の判断を助ける立場において指導することであり、荷役・作業中止、係留強化、陸揚げ固縛又は港外退避等の自主的な安全措置を促すことを目的とし、同勧告内容は別紙3のとおりとする。
- ② 勧告（警戒体制）は、地震の発生により気象庁から宮古地区を対象とした津波注意報が発表された場合、若しくは発表されることが明らかである場合に発出し、原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。
- ③ 船舶は、同勧告等に対応する時間に余裕がなく、又は海上荒天等により洋上避難が困難な場合は、人命の安全を最優先にして避難等の措置をとる。
- ④ 小型船等在泊中無人となる船舶は、津波防潮堤樋門閉鎖及び帰船に時間を要する等対応困難な場合を考慮し、常日頃より陸揚げ固縛、

係留強化等の措置を講じておく。

4 勧告（避難体制）の発出及び船舶の対応は、次のとおりとする。

- ① 勧告（避難体制）は、港則法に基づく勧告であり、荷役・作業中止、係留強化、陸揚げ固縛又は港外退避等の自主的な安全措置を促すことを目的とし、同勧告の内容は別紙4のとおりとする。
- ② 勧告（避難体制）は、地震の発生により気象庁から宮古地区を対象とした津波警報又は大津波警報が発表された場合、若しくは発表されることが明らかである場合に発出し、原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。
- ③ 船舶は、勧告等に対応する時間に余裕がなく、又は海上荒天等により洋上避難が困難な場合は、人命の安全を最優先にして避難等の措置をとる。
- ④ 小型船等在泊中無人となる船舶は、津波防潮堤樋門閉鎖及び帰船に時間を要する等対応困難な場合を考慮し、常日頃より陸揚げ固縛、係留強化等の措置を講じておく。

5 勧告等の解除は、次のとおり。

- ① 勧告等の解除は、宮古地区を対象とした津波警報等が解除され、港内が平穏になり停泊が可能となった時期とし、原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。
- ② 勧告等の解除の内容は、別紙5のとおりとする。

(訓練)

第5条 情報伝達及び船舶に対する勧告等に係る訓練は、宮古市総合防災訓練等に併せて毎年実施する。

(その他)

第6条 船舶等は、気象庁から津波に関する情報が発表された場合は、釜石海上保安部長及び宮古海上保安署長からの勧告等を入手するしないに拘わらず自主的に対応を講じるものとする。

第7条 気象庁が津波に関する情報を解除した場合であっても、港内に被害が認められた場合、船舶の入港は、釜石海上保安部長及び宮古海上保安署長の指示に従うものとする。

第8条 避難中等において、自船及び他船が被害または漂流中の航路障害物等を認めた場合は、速やかに宮古海上保安署に通報するものとする。

第2章 台風等異常気象対応

(台風等異常気象)

第1条 台風等異常気象とは、港外退避、係留強化及び陸揚げ固縛等の対応が必要と思料される台風及び低気圧等による気象状況を言う。

(船舶対応表)

第2条 会員は、船長等船舶乗組員及び関係者が自主的な安全対策を迅速かつ適確に実施するため、人命の安全を最優先に関係船舶毎に対応策を明示した船舶対応表を策定し台風等に備えるものとする。

2 会長は、会員が船舶対応表を策定するにあたり、宮古港における台風等異常気象影響に関する調査内容を勘案のうえ必要な助言等を行い会員の安全対策向上に努める。

3 船舶対応表は、各船舶内及び事業所等の見えやすい場所に掲示等して周知徹底を図り、毎月1回程度、乗組員並びに関係者間の相互認識の確認に努める。

4 宮古港を定係港としない船舶については、船舶代理店、宮古漁業協同組合及びリアスハーバー宮古等関係会員が船舶対応表を策定のうえ、各船舶の入港時に配布し、周知徹底を図る。

5 外国船舶に配布する船舶対応表を英語版で策定する。

6 船舶対応表は、台風等異常気象影響に関する調査結果等から問題点を検討し、適宜見直しを図る。

(情報伝達)

第3条 宮古海上保安署は、原則として、台風等異常気象に関する情報を、FAXにより別紙1の会員に伝達する。

2 会員は、関係船舶に対し、適宜の手段により直ちに情報を伝達する。

3 会員及び会員の関係船舶は、停電等によるFAX不通等情報提供が遅延する場合もあることを考慮し、テレビ・ラジオ・インターネット等により情報の早期入手手段を確立する。

4 国際VHF無線機・ナブテックス受信機等搭載船舶は、常時聴取等に努める。

(船舶に対する勧告等)

第4条 釜石海上保安部長(港則法第45条の規定によって準用される宮古港における港長職権行使者)及び宮古海上保安署長(宮古港における港長職権代行者)は、港内又は港の境界線付近にある船舶等に対し、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合、危険防止の円滑な実施のために必要な勧告等を実施することができるものとする。

第5条 船舶に対する勧告等とは、注意喚起、勧告(警戒体制)及び勧告(避

難体制)とし、宮古港在泊船舶及び同港への進入船舶に対して行うものとする。

2 注意喚起は、次のとおりとする。

① 注意喚起とは、台風等異常気象に関する情報について周知し、気象に関する正確な情報収集及び余裕のある時期に対応準備を促すものである。

② 注意喚起は、気象庁から宮古地区を対象として、次のいずれかの情報が言及された場合に発出する。

ア 台風情報において、台風の強風域に入るおそれがあることを示す情報

イ 気象情報において、「暴風と〇〇に関する情報」や「暴風雪に関する情報」のように「暴風」を含む情報

のいずれかの情報を入手した場合に、余裕をもって荒天準備ができる時期に原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。

③ 注意喚起の内容は、別紙6のとおりとする。

3 勧告(警戒体制)の発出及び船舶の対応は、次のとおりとする。

① 勧告(警戒体制)とは、港則法に基づく勧告であり、具体的に船舶がとるべき対応について、船長の判断を助ける立場において指導することであり、荷役・作業中止、係留強化、陸揚げ固縛又は港外退避等の自主的な安全措置を促すことを目的とし、同勧告の内容は別紙7のとおりとする。

② 勧告(警戒体制)は、気象庁から宮古地区を対象として、次のいずれかの情報が言及された場合に発出する。

ア 台風情報において、台風の強風域に入ることが予想される情報

イ 警報注意報において、予報風速海上20m/s以上を示す情報

ウ 警報注意報において、「暴風(雪)警報」又は「波浪警報」が発表される可能性があることを示す情報

のいずれかの情報を入手した場合に、原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。

4 勧告(避難体制)の発出及び船舶の対応は、次のとおりとする。

① 勧告(避難体制)とは、港外退避(総トン数5,000トン以上)等、港則法に基づく勧告であり、危険を防止するための荷役・作業

中止、係留強化、陸揚げ固縛又は港外退避等の自主的な安全措置を促すことを目的とし、同勧告内容は別紙8のとおりとする。

② 勧告（避難体制）は、気象庁から宮古地区を対象として、次のいずれかの情報が言及された場合に発出する。

ア 台風情報において、概ね24時間以内に台風の暴風域に入る可能性があることを示す情報

イ 警報注意報において、「暴風（雪）警報」を公表する可能性があることを示す情報で、その予想風向が北東寄り等の場合

ウ 警報注意報において、「暴風（雪）警報」及び「波浪警報」を公表する可能性があることを示す情報

エ 上記イ及びウの基準に該当しないが、概ね24時間以内に港内の静穏度が著しく悪化するおそれがあることを示す情報

のいずれかの情報を入手した場合に、原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達するとともに、巡視艇等により広報に努めるものとする。

③ 小型船舶等海上荒天等により洋上避泊が困難な船舶は、陸揚げ固縛及び係留強化等の措置をとる。

5 勧告（避難体制）の発出は、原則として本細則第2章第5条第4項第2号を基準とするが、気象状況によっては別紙10により関係会員を招集して分科会を開催し、盛岡地方気象台の気象解析を基に参集した会員と調整のうえ、発出又は解除を決定するものとする。

6 勧告等の解除は、宮古地区が、台風の強風域を脱し港内が平穏になり停泊が可能となった時期、又は、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられ港内が平穏になり停泊が可能となった時期に原則としてFAXにより別紙1の会員に伝達し、巡視艇等により広報に努めるとともに、勧告等の解除の内容は、別紙9のとおりとする。

第6条 船舶等は、気象庁から異常気象に関する情報が発表された場合は、釜石海上保安部長及び宮古海上保安署長からの勧告等を入手するしないに拘わらず自主的に対応を講じるものとする。

第7条 気象庁が異常気象に関する情報を解除した場合であっても、港内に被害が認められた場合、船舶の入港は、釜石海上保安部長及び宮古海上保安署長の指示に従うものとする。

第8条 避難中等において、自船及び他船が被害または漂流中の航路障害物等を認めた場合は、速やかに宮古海上保安署に通報するものとする。

附則〔平成17年3月15日制定〕

（施行期日）

この細則は、平成17年3月15日から施行する。

附則〔平成21年10月7日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成21年10月7日から施行する。

附則〔平成22年10月26日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成22年10月26日から施行する。

附則〔平成27年9月16日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成27年9月16日から施行する。

附則〔平成30年1月19日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成30年1月19日から施行する。

附則〔平成30年1月31日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成30年1月31日から施行する。

附則〔平成30年3月8日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成30年3月8日から施行する。

附則〔平成30年6月1日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、平成30年6月1日から施行する。

附則〔令和2年12月3日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、令和2年12月3日から施行する。

附則〔令和4年3月29日一部改正〕

（施行期日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

客船寄港時における緊急時連絡体制表

